(ア)　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒
(イ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒
(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒
(エ)　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒
(オ)　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年六月三日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十二年六月四日から同年六月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。

区域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒
(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒
(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒
(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒
(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第二百六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月三日

関東地方整備局長　菊川　滋

その関係図面は、平成二十二年六月三日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
川越市新宿町一丁目八番二六から同市新宿町一丁目八番七まで	前	一八・一三～一八・二八メートル	〇・〇四八キロメートル	
	後	一九・四九～三〇・〇七メートル	〇・〇四八キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二百六十七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条の十において読み替えて準用する法第四十四条の規定により、登録建築物調査機関から事業所の所在地の変更の届出があったので、法第七十六条の十において準用する法第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年六月三日

一　登録番号
関東地方整備局長　2
二　登録建築物調査機関の名称
株式会社神奈川建築確認検査機関
三　住所
神奈川県相模原市相模大野七丁目八番十号
四　変更する年月日
平成二十二年四月一日
五　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地
神奈川県相模原市南区相模大野七丁目八番十号

○近畿地方整備局告示第百五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月三日

近畿地方整備局長　上総　周平

その関係図面は、平成二十二年六月三日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
京都府船井郡京丹波町下山藤ヶ瀬一〇番二から同町富田長野三九番一まで	前	BA	七・〇〇～七〇・五〇メートル	三・四一五キロメートル　上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	七・〇〇～七〇・五〇メートル 一三・五〇～一〇二・〇〇	三・四一五キロメートル 三・九〇五

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月三日

九州地方整備局長　岡本　博

その関係図面は、平成二十二年六月三日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福岡市東区下原四丁目一〇一五番一から同市博多区榎田一丁目一番三まで	前	BA	二〇〇～九四・五〇メートル 二四・五〇～一〇二・〇〇	一三・九九三キロメートル 九・一七〇　上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	二〇〇～九四・五〇メートル 二四・五〇～一〇二・〇〇	一三・九九三キロメートル 九・一七〇

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月三日

九州地方整備局長　岡本　博

その関係図面は、平成二十二年六月三日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	福岡市東区香椎駅東三丁目一二六一番九から同市東区香椎駅東三丁目一二九七番一〇まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年六月三日